

第14回佐賀地方・家庭裁判所委員会（合同開催）議事概要

1 実施日時

平成22年5月14日（金）午後1時30分から午後3時30分

2 開催場所

佐賀地方裁判所3階会議室

3 出席者等

（1）地裁委員会委員（五十音順）

出席者 泉 俊彦（株式会社サガテレビ取締役報道制作局長）
桑原直子（佐賀地方裁判所唐津支部長）
角 敬一郎（佐賀県立鹿島高等学校教頭）
宗 孝子（佐賀市男女共同参画課長）
中村健一（佐賀県弁護士会弁護士）
服部 悟（佐賀地方裁判所長）
馬場浩一（佐賀地方検察庁次席検事）
横須賀 巖（佐賀県医師会医師小野病院副院長）

（2）家裁委員会委員（五十音順）

出席者 古賀靖之（西九州大学健康福祉学部教授）
田中敬明（特別養護老人ホーム桂寿苑事務長）
団野克己（佐賀県弁護士会弁護士）
中島千枝（佐賀県PTA連合会副会長）
服部 悟（佐賀家庭裁判所長）
引地富佐子（株式会社ニューリード専務取締役）
福井京子（佐賀市民生児童委員協議会副会長）
古川順一（佐賀家庭裁判所判事）
山田忠宏（佐賀地方検察庁検事）
横尾 章（株式会社佐賀新聞社論説委員）

(3) 説明担当者

若宮部総括判事（刑事），徳田刑事首席書記官，吉村家裁総務課長

(4) 庶務

中里地裁総務課長，吉村家裁総務課長

4 議事

(1) 所長あいさつ（服部所長）

(2) 新任委員の紹介

馬場浩一地裁委員からの自己紹介

(3) 服部委員長から，佐賀地裁が行った県内企業等における裁判員特別（有給）休暇制度の導入状況の調査結果について，説明がなされた。

(4) 全体協議

（文中，○は学識経験者委員，●は法曹資格を有する委員，■は説明担当の発言等）

ア 裁判員裁判を実施して－佐賀地裁における裁判員裁判の実施状況等－

■ 佐賀地裁で実施した裁判員裁判，実施が予定されている裁判員裁判及び裁判員等経験者に対するアンケート調査結果（最高裁調査分）について，説明がなされた。

● 裁判員裁判の弁護人を経験したが，裁判員裁判に参加していただいた裁判員及び補充裁判員の方々は，期待していた以上に真剣な眼差しで審理していただいた。裁判員の方からは，法律家と同様の視点で証人や被告人に質問し，また，法律家が見落とした点についての質問もなされた。最終的な結論も，感情に流されることなく，落ち着くべきところに落ち着いたという印象である。

○ 裁判員候補者の裁判員等選任手続への出席状況について，どのように考えているか。

■ 多くの方に参加していただいたという印象を受けており，大変感謝し

ている。

○ 裁判員裁判の審理期間中、体調不良などで裁判員の職務を遂行できなくなったときは、どのようなになるのか。

■ 佐賀地裁では、そうした事例はないが、補充裁判員が職務を遂行することになる。

○ 裁判員裁判を傍聴したところ、専門用語についての説明がなされたり、モニターを利用して説明が行われるなど、裁判自体が分かりやすくなったこと、被告人の着席位置が弁護人の側になったこと、裁判員が涙を拭う場面があったこと、裁判長が何回も休憩を取って裁判員の負担軽減に配慮していたこと等から、裁判も変わったという印象を受けた。

質問の状況や判決の内容からして、健全な常識があれば裁判員としての職務を十分に遂行できると思う。

● 分かりやすい裁判員裁判のためには、十分な事前準備が必要となるが、そのためには、国選弁護人の複数選任が必要と考える。

○ 被害者の意見は、判決にどんな影響を与えるのか教えていただきたい。

■ 評議では、真剣に議論し、情に流されることなく的確な意見を出していただいていることと思う。

○ 裁判員裁判対象事件が起訴されてから判決までの期間は、これまでと比べて変わったか。

■ 起訴されてから第1回公判期日までの期間は長くなっている感じがするが、公判が始まれば連日的開廷で短期間で判決まで行われている。

○ 裁判員裁判の審理手続や裁判員等経験者に対する記者会見の可視化が重要であると考えます。

○ 性犯罪事件の場合、選任された裁判員の男女比率によって判断に違いがあるのか。

● 弁護士の間でも、判断に違いが出てくるとの意見、違いは出てこない

との意見の両方の意見が出されている。

イ 裁判員裁判を実施して－裁判員裁判と法教育－

- 裁判所が行っている裁判教室，小学生向け裁判所説明会等の実施状況について，説明がなされた。
- 検察庁では，毎年，高校の社会科の先生を対象とした研修を行っている。その他，希望者には，検察庁から出向いて説明等を行う出前教室や検察庁に来てもらって説明等を行う移動教室を実施している。
- 弁護士会では，法教育委員会を設立し，小学生を対象としたルール作り授業や中学生を対象とした模擬裁判を実施している。その他，日弁連主催の高校生が参加する模擬裁判選手権があるが，その出場校への指導を弁護士が行っている。
- 文系の学生にとっては，職場体験の機会が少なく，裁判教室などは適当な法教育の場面と思う。
- 裁判員には健全な常識が求められると思うが，教育の面では，あらゆる機会を利用して物事の善悪を判断する力を付けさせることが重要になってくると思う。

5 次回の予定

(1) 日程

平成22年11月5日（金）午後1時30分から（地裁委員会，家裁委員会合同開催）

(2) 意見交換テーマ

「家事調停について」（仮題）